

浜松市旅館等設置指導要綱事務取扱要領

この要領は、浜松市旅館等設置指導要綱（以下「要綱」という。）に基づく旅館等設置に係る事前指導事務に関し、具体的な事項を定めることにより、事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

1 設置届出の対象について

要綱第2条から第3条及び第9条並びに附則2及び3の規定に基づき、設置届出が必要な旅館等の対象施設は、次のとおりである。

- (1) 建築確認申請に係る建築物別の工事種別が、新築及び用途変更であるもの。
- (2) 要綱第3条第5項に規定する審査結果通知書の交付を受けて設置された施設に係る増改築及び内外装の変更等の場合。

2 設置届出に係る図書の添付を省略できる施設について

要綱第3条第3項に規定する「市長が特別の理由があると認める場合」とは、専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する施設でないことが明らかであり、かつ次の各号に該当する場合である。

- ア 国際観光ホテル整備法第3条又は第28条の登録を受けた施設または受けようとする施設。
- イ (株)全日本ビジネスホテル協会の正会員である施設または正会員となろうとする施設。
- ウ 法人等が設置する施設であって、当該法人等の職員の研修等の用に供することを目的とするもの。
- エ その他、支障がないと認められるもの。

3 構造等の基準について

- (1) 要綱第4条に規定する「市長が特別の理由があると認める場合」とは、2の施設に該当する場合である。
- (2) 要綱第4条第1号に規定する「性的好奇心をそそる特殊な物品等」には、性具及び彫刻品等が含まれる。
- (3) 要綱第4条第2号に規定する「意匠が著しく奇異な外観等」には、けばけばしく色彩が著しく奇異なネオン広告設備等が含まれる。
- (4) 要綱第4条第3号アの「原則として」とは、敷地の地形、周辺の状況等を考慮して判断すべき事項である。
- (5) 要綱第4条第4号アの「原則として」とは、2の施設に該当する場合を考慮して判断すべき事項である。
- (6) 要綱第4条第4号イの「原則として」とは、施設の構造等を考慮して判断すべき事

項である。例として、各室一戸建の貸別荘形態の旅館等が考慮の対象となり得る。

4 工事着手及び完了の届出について

要綱第5条第3項に規定する「市長が特別の理由があると認める場合」とは、2の施設に該当する場合である。

5 現地調査について

要綱第6条の規定により現地調査を行う職員は、第11条に規定する浜松市旅館等設置連絡調整会議の構成課の職員であること。

6 環境保持責任者について

要綱第8条第4項に規定する「市長が特別の理由があると認める場合」とは、2の施設に該当する場合である。

7 準用について

要綱第9条に規定する「市長が特別の理由があると認める場合」には、当該旅館等の設置に際し審査結果通知書を交付した後に、次のような事態が生じた場合が該当する。

(1) 都市計画法の規定により、設置場所に係る用途地域が商業地域に変更された場合。

(2) 第4条別表第2項に規定する施設の新設及び廃止があった場合。

8 浜松市旅館等設置連絡調整会議について

要綱第11条に規定する調整会議は、別表に定める部(課)により組織する。

ただし、会議に必要な者を加えることができる。

(施行日) 平成4年4月1日

(一部改正) 平成6年4月1日

(一部改正) 平成8年4月1日

(一部改正) 平成8年8月1日

(一部改正) 平成9年4月1日

(一部改正) 平成11年5月1日

(一部改正) 平成13年4月1日

(一部改正) 平成15年4月1日

(一部改正) 平成19年4月1日

(一部改正) 平成20年4月1日

(一部改正) 平成23年7月1日

(一部改正) 平成30年6月15日

別表

部 名	課 名
環 境 部	環境保全課
都 市 整 備 部	土地政策課、北部都市整備事務所、公園課、建築行政課
こども家庭部	次世代育成課、幼児教育・保育課
健 康 福 祉 部	生活衛生課又は保健所浜北支所（所管課が担当）